

第8回野生動物対策検討委員会の会議概要

(職域総合部会個別委員会)

I 日 時 平成24年10月23日(火) 13:30~16:30

II 場 所 日本獣医師会会議室

III 出席者

【委員長】 鈴木 正 嗣 岐阜大学応用生物科学部

【副委員長】 山口 剛 士 鳥取大学農学部教授

【委 員】 赤 木 智香子 ラプター・フォレスト代表
小 泉 透 独立行政法人森林総合研究所野生動物研究領域長
進 藤 順 治 北里大学獣医学部准教授
須 藤 明 子 株式会社イーグレット・オフィス専務取締役
福 井 大 祐 酪農学園大学獣医学群伴侶動物医療学分野
附属動物病院麻酔科(臨床研修獣医師)
森 光 由 樹 兵庫県立大学森林動物研究センター専任講師

(欠席委員) 東海林 克 彦 東洋大学国際地域学部教授

【オブザーバー】 山 本 麻 衣 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
室長補佐

黒 沢 信 道 釧路地区農業共済組合事業部次長

葉 山 久 世 かながわ野生動物サポートネットワーク代表

前 田 敬 生 岐阜県獣医師会監事

【本 会】 山 根 義 久(会長)、近 藤 信 雄(副会長)
矢ヶ崎 忠 夫(専務理事)、細井戸大成(職域理事)ほか

IV 議 事

- 1 委員長・副委員長の選任
- 2 前期委員会の検討経過
- 3 最終報告書取りまとめに向けた検討

V 会議概要

(1) 山根会長から、開会に当たり大要次の挨拶があった。

ア 本委員会の検討内容に大変関心を抱いている。開催に先立ち、一部の委員と意見交換をさせていただいた。

イ 野生動物対策は大変難しい問題であり、日本獣医師会でも長年議論をしてきたが、時代とともにその在り方や考え方が変化していることもまた事実。さらに地域事情によってもまた対応が違ってくる。

ウ 里山の保全などの取り組みが全国的に広がるなど、環境に対する市民の意識の変化とともに生物多様性の確保に対する関心も高まっている。この委員会の検討においては、そうした社会の変化とそれに対応する知見をしっかりと提示するとともに、全国で長年にわたり行われてきた様々な野生動物に係る取り組みを否定することなく、大きな流れの中で今後に向けた考え方を方向付けることが求められている。

エ 将来に向けた意義ある検討になることを期待する。

(2) 続いて、事務局から出席者が紹介された。

1 委員長・副委員長の選任

(1) 矢ヶ崎専務理事（職域総合部会長）から委員長に鈴木委員が推薦され、全員一致で承認された。

(2) 鈴木委員長から副委員長に山口委員が推薦され、全員一致で承認された。

(3) 鈴木委員長から「前期委員会において取りまとめた中間報告に対しては、各方面からいろいろな議論が巻き起こった。様々なご意見もいただいたが、皆様に真摯に考えていただけた結果と前向きにとらえて今期も頑張りたい。」旨挨拶された。

(4) 山口副委員長から、「私の専門は感染症であるが、臨床現場の視点とはまた違った角度から、知見を生かして野生動物対策に今後とも取り組みたい。」旨挨拶された。

(5) 鈴木委員長により、以降の議事が進行された。

2 前期委員会の検討経過

(1) 鈴木委員長から、中間報告に対する各方面からの意見が紹介され、中間報告のこれまでの獣医師会の議論の流れにおける位置づけが説明された。

ア 中間報告は従来の流れを否定し、これまで獣医師会がとってきた考え方を180°覆すもののご批判をあちこちからいただいたが、決してそうではない。従来の検討からの継続性を持つものである。

イ 例えば、平成17年4月の本委員会報告「野生動物救護のあり方」では、「野生動物救護活動においては生物多様性を保全することが第一義であり、不適切な治療行為や野生復帰は行うべきではない。」とされ、今期のテーマである「保全」を念頭に置く考え方が示されている。

ウ また、平成21年6月の本委員会報告「野生動物対策における獣医師の役割と将来像」においても、中間報告の内容である「リスクを内在させた存在としての野生動物」「野

生動物の資源的活用」につながる内容が言及されている。

(2) 地方獣医師会からの意見に対し、回答案が示された。

ア 「本報告書の『はじめに』では、何ら実態に関するデータを示すことなく、大半を従来の野生動物救護批判に終始し、その解決策として『救護対象を限定し、現場放置も一つの重要な選択肢』などの主張は、獣医師として容易に受け入れ難い内容です。」との意見に対し、以下の回答案が示された

- (ア) 「中間報告」は、「近年の野生動物の生息状況の変化」や「野生動物保護管理上の理念の急展開」を基盤にまとめられたものです。したがって、その主旨は「批判」ではなく、「時代の変化」に対応するか否か（対応するのであれば、そのあり方も）を判断・検討するための「素材やツールの提示」と位置づけています。
- (イ) 野生動物は基本的に「無主物」であり、その意味で「傷病鳥獣」に対しては、いわゆる「負傷動物」とも異なる発想で接する必要も出て来ました。動愛法においても、規程により対象動物の範囲や措置内容は異なっており、「無主物である野生動物」への対応にも一定のポリシーを構築する必要があると認識しています。
- (ウ) 救護の意義として挙げられてきた諸機能が、ほとんど実質化されていないとの現実にも目を向ける必要があります。
- (エ) なお、「はじめに」には14ページを費やしておりますが、救護に言及したのは3ページ程度に過ぎず、論拠となる多数の引用も掲載しております。この点、改めてご確認を頂ければ幸いです。

イ 「日本獣医師会として野生動物を守る立場の団体を継続するのか、それとも野生動物をあくまでも生態系の1要素としてのみ捉え、個体の保護を一切認めない団体と変貌するのか、大きな分岐点となる報告書であると感じる。」との意見に対し、以下の回答案が示された。

- (ア) 2010年採択の獣医師会の活動指針では、その理念として国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定に加え、地球環境の保全が付記されました。
- (イ) そのため野生動物に対しても、国民生活の安全や社会経済の安定、環境保全の観点から、総合的判断にもとづき対応することが求められます。現実面でも、これらの安全・安定・保全に対する野生動物のリスクも明確化しつつあります。
- (ウ) したがって今後は、「野生動物を守る」視点のみならず、「国民生活や社会経済を野生動物から守る」という視点からの対応も、公益社団法人たる日本獣医師会の使命と考えられます。
- (エ) また、One World、One Healthの観点を基盤とする中間報告は「人や社会を守ることが、まわり巡って、野生動物や地球環境の保全が不可欠であるとの認識と実践を強化する」という概念にも立脚しています。
- (オ) なお、「中間報告」においては、「個体の保護を一切認めない」との主旨の記述はなく、上記の総合的判断のもとでも説明責任を果たし得る案として「リハビリテーション」の概念を提示しております。この点につきましても、ご確認いただければ幸いです。

ウ 「(中間報告に対する) 意見は二分している。両輪を対等に、現場の獣医師が納得して業務に専念出来る指針にして頂きたい。」「公共放送の番組で生物多様性の話を聞いたとき、モヤモヤが少し晴れてきた様でした。今まで実施してきたことは否定しませんが、もっと広い意味で考えるとこの報告について全く胸のつかえが下りる位すばらしい意見だと思いました。」との意見に対し、以下の回答案が示された。

- (ア) 近年、野生動物の生息状況や保護管理策の理念が急激に変化しております。中間報告は、日本獣医師会がこの変化にどう対応するかを判断・検討するための「素材やツールの提示」としてまとめられたものです。
- (イ) したがって、中間報告は「指針」という位置づけではなく、今後の野生動物対策の方針自体は、中間報告の記述も参考に日本獣医師会が「組織」として定めていくべきものと考えております。
- (ウ) ただし、「活動指針」との整合性を保持する上でも、「(両論併記による) 軸足の定まらない対応を続けること」や「判断や決断の先延ばし」は、必ずしも得策ではないと本委員会では認識しています。

(3) 鈴木委員長から、中間報告について「これまでの関係者の活動では、救護に関わる課題を十分に普及・浸透させることができなかつた、自然環境と野生動物に関わる現状把握と危機管理の基盤を提示した意義があった」として以下のとおり総括された。

ア 野生動物の生息状況や社会の変化にもなって顕在化した課題(短所)を具体的に提示することにより、従来の救護に対する批判・否定と認識されつつも、検討すべき課題であることを関係者に普及・浸透できた。

イ 上記の課題や短所に対する対策案等の記述がなされ、鳥インフルエンザや救護を隠れ蓑にした違法飼育など、救護との関わりが深く社会的インパクトも強い案件への「危機管理策(案)」の提示となった。

(4) 中間報告についての事実誤認や修正については現状ではないことが確認された後、中間報告の内容と今後の最終とりまとめに向けた考え方等について、以下の意見交換がなされた。

ア 獣医師会では、通常は中間報告の段階での地方獣医師会への意見聴取は行わない。しかしながら、今回の中間報告については全国各地から様々な意見が寄せられたことを受け、鈴木委員長から地方獣医師会に対する意見聴取が依頼された。これから最終報告を取りまとめるに当たって、各地からのご意見を参考にしたいということ。

イ 中間報告について、分厚すぎるとの意見が寄せられているが、丁寧に書き込めば最終報告は相当な分量になるはず。それならば、コンパクトな概要版を別途とりまとめて、普及の一助としてはいかがか。

ウ 委員会での検討の現状は、野生動物に対する従来の様々な課題が解決されないまま大変な議論を背負い込んでしまった、という感がある。必死に努力してまとめた中間報告だが、読み手からすると新たな課題がいきなりたくさん提示された感じがする。これまでの流れの延長であることを丁寧に示さなければいけない。

- エ 世の中の大きな流れが中間報告には書きこまれていない。獣医師の狭い世界の議論が、実は世界全体の中から取り残されていることを説明しなければいけない。
- オ 保全医学の中で、獣医師が果たす役割は確かにあるが、だからと言って保全医学について獣医師会が主体的に考えることではないような気がしてしまう。そこが一般の獣医師にとって理解しにくいところ。
- しかし実際には、個々の開業獣医師が行っている救護の問題をはじめ、家庭動物も産業動物も野生動物も一体としてこの環境を作っていることを認識すべき。
- カ 野生動物の管理の中で、資格者としての獣医師が期待される部分はある。鳥獣保護事業計画の中での救護が一つの例。環境省の基本指針の中では、傷病鳥獣の取り扱いについて、鳥獣保護思想の普及啓発が大きな目的になっている。ところが、この鳥獣保護思想が何かということについてはどこにも触れられていないし、歴史的にも触れられてこなかった。このことはとりもなおさず鳥獣保護思想という絶対的なものを提示せず、時代に即した考え方で進めようということ。
- キ この 10 年くらいでも状況は大きく変わっている。人間を取り巻く状況、野生動物を取り巻く状況、人間と野生動物の関係、すべてが変化してきている中、長年暗黙の了解として、「野生動物というのは絶滅の恐れがある」ということが行政のベースにある。現場ではこの 10 年くらいでその考え方が大きく変わってきたことによって鳥獣保護思想が変わってきた。だから獣医師が行う救護のあり方も変わってくる、ということ。
- ク 生態学者は、個体が死ぬことを悪いことだとは考えていない。最終的に避けるべきは種の絶滅であって個体の損失がそれに大きく影響しないのであればコストをかける必要はない、と考えている。だからと言って生命を雑に扱うということではない。鹿を捕殺するときであっても、生命の尊厳を守ることが必要であり、動物の福祉への配慮が必要である。そうした意味で、獣医師は単なる技術者ではなく、動物の専門家としての関与が必要である。
- ケ 野生動物行政の中で、獣医師としての資格が必要なのは傷病鳥獣の救護や繁殖管理等、全体の中の一部であり、野外での野生動物管理において獣医師であるかどうかの問題にされることは少ない。必ずしも獣医師がリーダーシップをとるべき、とはならない。報告書を取りまとめるに当たっては、獣医師の視点、野生動物管理の専門家のひとりとしての視点、いずれをとるかをその都度明確に意識すべき。
- コ 中間報告で用いられている「獣医師」の言葉が、「獣医学を修め、資格を持つ人すべて」を指すのか「現場で家庭動物診療に当たっている臨床家」を指すのかが読み手によって曖昧になっていることが混乱を招いているかもしれない。
- サ 野生動物管理の部分についての意見がいろいろ寄せられているが、傷病動物の救護とは切っても切れない問題をはらんでいて、臨床獣医師こそ深く理解していなければならない課題。ただ、「管理」を唐突に出しすぎると読み手に驚きを与えてしまうので、「保護」の部分にもしっかり言及しつつ最終報告では記載を工夫すべき。
- シ 臨床家は救護だけやればいい、というわけではない。救護を通じて、その背景となる課題を探り、関係者や行政と連携して解決することが大切。

ス 野生動物管理は、「動物が悪い」から駆逐する、というわけではない。目的は人と動物の共存。そのための生息環境の管理が大切。たとえば、カワウの問題についても、人が川の環境を大きく変えてしまったことが発端。ダムを作った、外来魚を増やした、稚魚放流という漁業形態をとり始めた、といったことが、本来の自然の生態系を狂わせてしまった。何とかしなければ、と気付いた時にはすでにカワウの生息数が増えすぎてどうしようもなくなってしまった。処分することだけがすべてではないかもしれないが、時間がない中で目前に迫った課題に対応するための手段として駆除を行っている。この部分では、実は救護の問題と根底は同じで、助けることが最善ではないかもしれないという課題をはらんでいるものの、人と動物が共存することを目的にまずは目の前の動物に対応しているというのが現場の状況。なぜこんなことになったのか、をしっかりと説明したうえで、「緊急避難的に対応した結果、現在はこうなっているが、今後の永続的対応をどうするか、獣医師としてできることは何か。を纏めることが今後の課題。

セ 中間報告の内容をいきなり読むと、臨床獣医師はたじろいでしまう。臨床獣医師ができること、行政機関などにまかせるべきこと、を分けながら、臨床獣医師が提供できる獣医療技術を否定しない形で取り組みの方向性を示すことが必要。

ソ 中間報告の内容は非常に意義があるが、言葉足らずな部分が多い。人間が自然環境に対して与えたインパクトを真摯に見つめ、将来に向けて人がどう取り組んでいくか、人が本来持つやさしさに訴えるような表現も必要。また、野生動物問題全体、生態系を保全する取組全体を鳥瞰する中で、それぞれの課題がどう位置づけられているのか、ということを経次読み手に説明する視点が必要。

タ ヒトと野生動物の関わりを正しく理解していないと、「いのち」に対する考え方を誤ってしまう。臨床獣医師は、大学で個体の命を救うことを教わって免許を取得し、その技術を提供して仕事をしている。その獣医師が野生動物対策に係るときにはもっと多角的な視点が必要になる。今回の中間報告ではその部分についてもよく書き込まれているが、正しく理解して読むには読み手側にもそれなりの勉強が必要。書き手の危機感を誤解なく読み取るための読み手向けの配慮が不足していた感も否めない。

チ 小動物臨床獣医師がこの報告書を読んだ時に感じる違和感は、日本獣医師会内での本委員会の位置づけにも表れている。かつて野生動物対策検討委員会は小動物臨床部会におかれていた。野生動物に実際に接する獣医師は小動物臨床者であることから設置されたものである。しかし、検討内容は小動物よりもむしろ各職域全体にわたることから職域総合部会に移った。これまでの議論の中で、極めて印象的だったのは、行政の中で鹿を救護する部局の隣で鹿を捕獲・処分している部局が仕事をしているという現実。いずれも獣医師が携わっていることが問題の深さを感じさせる。現在の獣医師会会員の1/3程度が小動物臨床であり、傷病鳥獣を持ち込まれるのは普段動物の治療に全力を挙げる開業獣医師である限り、臨床現場で感じる違和感を十分念頭に置かないと理解されない。

ツ 個体の命を救うことを使命と考え、日々全力で取り組んでいる獣医師に、野生動物の保護管理に係る問題をどう伝えるか、ということが重要。中間報告が臨床獣医師に理解されにくかった事実を受け止め、もっと理解されやすい工夫が必要。

- テ 野生動物と救護の問題については、課題があることを感じつつも正面から取り組む覚悟を皆が持てないままここ 10 年以上議論がタブー視されてきた感がある。今回中間報告を出したことによって、ようやく議論のテーブルに着く環境が整ったので、この機会を無駄にしないよう議論を深める必要がある。
- ト 変わらなければならないのは獣医師だけではなく救護を支えている社会制度でもある。鳥獣保護事業計画の中に位置づけられてきた救護は、過去 50 年以上に渡り問題点が放置されてきた。かつての「日本のありとあらゆる野生動物は絶滅の危機に瀕していて保護すべき」という考え方は時代にそぐわず、一部見直すべきである。
- ナ 現場に最も近いところで開業している臨床獣医師には、救護個体を持ち込んだ一般市民に対して説明する責任がある。本委員会には臨床獣医師が納得して市民に説明できるようにするための獣医師向けの普及の努力と説明責任を果たすことが求められる。必要に応じ、現場の臨床獣医師も委員に加えるべき。

3 最終報告書取りまとめに向けた検討

- (1) 委員長から、最終報告書取りまとめ構成案が示され、方向性について了承された後、細部の内容について意見交換された。
- ア 執筆に当たっては、読み手側への配慮を十分に行い、表現に注意していくことが大切。
- イ 愛護と保全の違いの整理については、独立させた章立てを行うと混乱を招く恐れがあるので、関係個所に分散させてそれぞれの章で丁寧に説明するほうがよい。
- ウ zoo animal と free-ranging wildlife の整理については、動物園の職員も展示動物と野生動物をしっかりと区別していない現状を踏まえ、域内保全と域外保全に触れながら整理することが必要。野生の個体群と飼育個体群を分けることによる希少種の感染症対策にも動物園は貢献している。本来的には動物園水族館協会が議論すべきものかもしれないが、動物園獣医師の役割を考えると、今回の報告書でとりあげるべきことと思われる。
- エ 本来、動物園の業務には救護は含まれていない。ケージがあつて、対応できる人材がいて、動物の取り扱いのノウハウがあるから受け入れている、というのが実情。動物園が安易な“押し付け先”にならないことが大切。
- オ アーバンワイルドライフに係る課題については生息環境の変化に係る項目にまとめたいかがか。
- カ 希少種や絶滅種に係る記載として、近年の生息環境の変化についての部分は、諸言や第 1 章に記載したほうがよい。増えている種、減少している種のそれぞれがいて、関係者がどうそれをとらえ、獣医師としてどうかかわることが望まれているかをまず示すべき。
- キ 行政担当者も含めて、現場で対応する関係者にわかりやすくまとめることが必要。具体的な対応マニュアルのようなものが最も現場で求められている。
- ク 現場で困っているのは、その人個人が判断基準になってしまうこと。そこをケアする一助にこの委員会報告がなればよい。

- (2) 最終報告書のうち、リハビリテーションに係る部分のとりまとめに関し、日本獣医師会職域別部会運営規定第6条第4項の規程に基づき、小委員会を設置して検討することとされた。委員については、本日のオブザーバー参加者である黒沢、葉山、前田の各氏、さらに愛知県獣医師会の戸田氏、本委員会から赤木委員をはじめ何名かの委員に加わっていただきたい旨が依頼された。
- (3) 報告書の全体版とは別に、普及・啓発のためのダイジェスト版を作成し、獣医師や各都道府県の担当者等に配布することが提案され、了承された。
- (4) オブザーバー参加者から、中間報告の内容についての意見が資料に基づき紹介された。意見交換の結果は大要以下のとおり。
- ア 「リハビリテーション」という用語に対する適切な日本語を探す努力が必要である。すでに「リハビリテーター」という用語がある中でなかなか新しい概念として定着しにくい。獣医学教育コア・カリキュラムでもリハビリテーションとされ、現状はこの用語が用いられているが、既存のワードにとらわれず、何とか新たな用語を作り出す努力を行うべきである。
- イ これまでの取り組みで何ができて何ができなかったのかを明らかにしながら、関係する専門家と獣医師がどのように連携するかを考える必要がある。保全医学は獣医師だけで成り立つものではない。
- ウ 現状のままでは、救護は種の保護増殖に一切寄与せず、獣医師の自己満足にすぎない。ここにしっかり言及しながらも、これまでの取り組みの意義も見出すことが必要。
- エ 開業獣医師は、日々市民によって持ち込まれる傷病個体と向き合っている。中途半端な記載や過激な記載に走ることなく、丁寧に説明し、開業獣医師が落ち着いて読め、理解できる取りまとめになることを期待する。
- (5) 赤木委員から、参考としてミネソタ大学猛禽センター環境教育プログラムについて紹介された。
- ア 小学性を対象だが、かなり細かい部分まで考えて作られている。学年ごとのカリキュラムや発達段階に応じたプログラムとなっている。
- イ 日本で行うのであれば、専門のスタッフを育成することが必要であり、来場者に対して、メッセージが正しく伝わったのかということを確認する配慮が必要である。
- ウ 日本国内の意識改革も必要である。日本産の野生動物は飼育できないのに、近縁種を外国から輸入すれば飼える。こうした状況には疑問を感じる。

VI まとめ

- (1) 本日の検討結果を踏まえ、最終報告書取りまとめに向けて構成案を再整理することとされた。
- (2) 小委員会について、早急に設置手続きを進めることとされた。

- (3) 矢ヶ崎専務理事(部会長)から、「これまでの方針を180度変えたという批判があったが、決してそうではなく、従来の対応の延長線上にありつつも、それだけでは対応しきれなくなってきたことから、新たな考え方を取り入れながら対応することが必要になってきた、ということ。このあたりをいかに丁寧に慎重に説明するかがカギ。皆様のご支援・ご協力を期待する」旨挨拶があり、会議を終了した。